

引っ越しシーズンです! 上・下水道の届け出をお忘れなく!

水道・下水道を使用するとき（開始届）、使用をやめるとき（中止届）、そのほか変更があるときは必ず届け出をお願いします。
届け出は電話や窓口、上下水道局ホームページで受付けています。

【連絡先】

上下水道局料金センター（電話 0957-53-1111）
（平日8時30分から18時まで）



開始届

（使用されるとき）

入居されるとき（開始日が決まっている場合は事前の受付もできます。）連絡してください。

入居先のポストなどに入っている緑色の《上下水道使用についてのお願い》に記載しているお客様番号をお知らせください。

なお、料金のお支払いでは「口座振替」払いは毎月50円の割引があり、年間最大600円もお得になります。

詳しくは《上下水道使用についてのお願い》をご覧ください。

※ 現在、中止時に水道の元栓の閉栓は行っていませんので、水はすぐに使用できますが、開始届の連絡を必ず行ってください。

連絡がない場合など、無届で使用されますと給水停止となりますのでご注意ください。

中止届

（使用をやめるとき）

転居や長期不在など（中止日が決まっている場合は事前の受付もできます。）連絡してください。

納入通知書や検針票に記載しているお客様番号をお知らせください。
中止届がない場合は転居後も料金がかかりますので注意してください。

その他の変更

- 使用者の名義を変更する場合
- 支払方法や納入通知書の送付先などを変更する場合

このようなときは連絡をください。

大村市にお住いの上下水道契約者のみなさまへ

国の「重点支援地方交付金」を活用し、
上下水道基本料金を減免します

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民のみなさまや、事業者を支援するため、国の「重点支援地方交付金」を活用した本市独自の対策として、**大村市内にお住いの上下水道契約者のみなさまの水道料金及び下水道使用料（※1）の基本料金を4か月分減免**します。

※1…農業集落排水施設使用料を含みます

減免対象月

令和8年3月請求分（1月使用分）～令和8年6月請求分（4月使用分）

1か月あたりの減免上限額（減免対象月途中での開始・廃止については日割りした額を減免します）

●上水道基本料金

口径	基本料金
13 mm	946円
20 mm	1,419円
25 mm	2,728円
30 mm	4,752円
40 mm	8,316円
50 mm	16,632円
75 mm	34,452円
100 mm	59,400円
150 mm	136,620円

●下水道・農業集落排水施設使用料の基本料金

一律 693円

減免対象月の請求額から減免しますのでお手続きは不要です。



※ 各ご家庭で契約している口径は検針票でご確認ください。

【問合せ先】

大村市上下水道局 業務課 総務グループ
TEL 0957-53-1116

水道工事は 指定給水装置工事事業者 に依頼してください!



上下水道局では、給水装置工事（新設・改造・漏水修理など）を行う場合、工事の専門的な知識と技術を有している業者を指定しています。

工事を行う場合は、指定給水装置工事事業者（指定工事店）に依頼してください。

なお、お客さまと指定工事店との間で行う契約となりますので、事前に見積りを依頼し納得されたうえで依頼してください。

**※漏水修理は必ず指定工事店に依頼してください。
料金の減免申請ができませんのでご注意ください。**



指定給水装置工事事業者のみなさまへ

5年ごとの更新が必要となっています。

水道法の改正に伴い、令和元年10月1日から指定給水装置工事事業者の更新制度が導入され指定給水装置工事事業者の指定の効力は5年ごとに更新を受けなければ失効します。令和7年度更新の対象となる事業者へは上下水道局からの**指定の更新についての通知**を送付します。

●指定の基準は水道法第25条の3（指定の基準）を準用し、下記のいずれにも適合していると認められる場合は指定の更新を行います。

- ① 給水装置工事主任技術者の選任
- ② 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③ 指定の基準に該当していること

●指定更新申請時に3項目の確認を行います。

- ① 指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間・休業日・対応可能な工事など）
- ② 給水装置工事主任技術者等への研修機会確保の状況
- ③ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の配置状況



漏水していませんか?



～ 日頃から点検してみましよう! ～



漏水
に気づいたら...

【給水工事センター】
54-3169

例えば...

水洗トイレの漏水

便器の中の水が波打っている、シューっという水が流れる音が止まらない。

温水器などの漏水

雨も降っていないのに雨どいから水が流れている。庭先、家の周りがいつも漏れている。

その他、地下の埋設管から漏水している場合もあります。



パイロット

メーターの パイロット (銀色のコマ) を 確認してみましょう !!

蛇口を全部閉めて、パイロットが回っている場合は漏水している可能性があります。

上下水道局が貸与しているメーターは計量法の規定により8年ごとに交換しています。交換時にはご協力をお願いします。なお、お客様の費用負担はありません。



大村市上下水道局
Omura City Water & Sewerage Works Bureau

お問い合わせ

○上下水道局 業務課

電話 0957-53-1116 (平日8時30分～17時15分)

〒856-0825 大村市西三城町124番地

電話 0957-53-1111 (代表) (平日8時30分～18時00分)

電話 0957-53-1116 (時間外・土日祝日)

FAX 0957-53-1440